

道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議会の開催を要しない 場合の目安となる考え方について

【経緯】

令和 5 年 10 月 1 日から、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第 9 条第 4 項に規定する協議会において協議を行うこととなった。

その後、令和 7 年 7 月 14 日付けで、関東運輸局から各自治体あてに以下の通知があった。

- ・国土交通省物流・自動車局から各運輸局あてに事務連絡発出があった。
- ・内容として、運賃協議会の開催に当たっては、関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見を踏まえ、その負担を軽減し、生産性向上を図るため、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないとする。
- ・開催を要しない場合の目安となる軽微な事案の例を示すが、運賃協議会ごとに協議の上、判断されるべきである。

【今後の取り扱い】

- ・運賃協議会ごとに開催を要しない軽微な事案に位置付けた場合には、当該事案が発生した際、運賃協議会を開催せずとも、「協議が成立しているものと見なす」ものとなる。
- ・開催をしなかった場合（軽微な事案として位置付けた場合）の運賃届に添付する協議書面は、「運賃協議協議会の中で開催を要しない軽微な事案と整理された議事録」の添付をもって代えることとする。

【久喜市運賃協議会の開催を要しない軽微な事案】

以下のとおり、決定したい。

（国土交通省物流・自動車局の例示のとおり）

- 1 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更が無い場合。
- 2 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- 3 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- 4 新たな決済手段を追加する場合

【適用する路線】

1 ＜令和８年度まで＞

久喜市市内循環バス

- (１) 東西連絡
- (２) 野久喜・吉羽循環
- (３) 久喜本循環
- (４) 下早見循環
- (５) 六万部・北中曽根循環
- (６) 除堀・所久喜循環
- (７) 東循環

＜令和９年度以降＞

久喜市コミュニティバス

- (１) 野久喜・吉羽循環
- (２) 久喜本循環
- (３) 下早見循環
- (４) 西循環（清久・クリーンセンタールート）
- (５) 西循環（久喜菖蒲公園・クリーンセンタールート）
- (６) 東循環
- (７) 南栗橋・東鷲宮線

2 デマンド交通（くきまる）

- (１) 菖蒲地区
- (２) 栗橋・鷲宮地区